

令和7年 第4回米子市教育委員会定例会会議録

日 時 令和7年3月26日（水）午前10時
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）
白 井 靖 二
荒 川 陽 子
塩 地 淳 子
永 井 善 郎

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長	長谷川 和 秀
事務局次長健生涯学習課長	毛 利 公 一
こども政策課長	永 榮 一 博
こども支援課長	長 尾 理 恵
学校教育課長	仲 倉 昭 雄
学校給食課長	伊 藤 康 恵
スポーツ振興課長	成 田 博 顕
文化振興課文化振興官	原 宏 行
こども施設課長補佐	宇 山 芳 直
学校教育課長補佐	波多野 健 司
こども政策課担当課長補佐	佐 藤 祐 佳
学校教育課担当課長補佐	畑 野 良 幸
こども政策課主事	大 口 諒 也

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 前回の会議の会議録の承認
- 第3 教育長の報告
- 第4 議 事

議案第18号 令和7年度米子市立小・中学校学校運営協議会委員の
任命について

議案第19号 米子市学校給食運営委員会委員の委嘱について

議案第20号 米子市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第 2 1 号 米子市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第 2 2 号 米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

報告第 1 号 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

開 会 午前10時

○浦林教育長 ただいまから、令和7年第4回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

1 会議録署名委員の指名

○浦林教育長 それでは、日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に荒川委員を指名いたします。

2 前回の会議の会議録の承認

○浦林教育長 次に、日程第2、前回の会議の会議録の承認に移ります。
前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。
長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 前回の会議の概要でございますが、2月19日及び3月12日に開催されました。

2月19日の定例会では、議案第2号「第4次米子市総合計画の基本構想の変更（教育委員会の所管に属する部分）について」から、議案第15号「財産の取得について」までの14議案をご審議いただきました。その結果、議案第2号、第3号、第12号及び第15号は、付すべき意見なしとしてご承認いただきました。また、議案第4号から議案第11号まで、第13号及び第14号は、原案のとおりご承認いただきました。

3月12日の臨時会では、議案第16号「市立学校の県費負担教職員の異動の内申について」及び議案第17号「県費負担教職員の懲戒処分に係る内申について」の2議案についてご審議いただき、原案のとおり承認いただきました。前回の会議の概要は以上です。

○浦林教育長 前回の会議の会議録を承認します。

3 教育長の報告

○浦林教育長 次に日程第3、教育長の報告について、私から報告いたします。
本日は2点報告させていただきます。

1点目は卒業式についてですが、3月11日に中学校、19日に小学校の卒業式がありました。皆様方にはご祝辞の方、お世話になりました。ありがとうございました。中学校では約1,350名、小学校では約1,290名が卒業、巣立っていきました。今後、それぞれの学校で身につけた力をさらに伸ばして、力強く歩んでくれることを期待をしているところです。

それから2点目は総合教育会議についてです。3月12日に開催されました。ご出席の方ありがとうございました。そこで議論されましたことをしっかりと前進させていきたいと思っております。以上でございます。

4 議事

○浦林教育長 日程第4、議事に入ります前に、報告案件の追加についてお諮りいたします。

報告第1号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」を、本日の議事に追加させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、報告第1号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」を、本日の議事に追加させていただきます。

資料の配布をお願いします。

○浦林教育長 それでは、日程第4、議事に入ります。

議案第18号「令和7年度米子市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

畑野学校教育課担当課長補佐。

○畑野学校教育課担当課長補佐 議案第18号「令和7年度米子市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について」、学校教育課から説明いたします。本議案は、令和7年度米子市立小・中学校学校運営協議会における委員の任命について、教育委員会にお諮りするものです。

1ページ目からご覧ください。委員の任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。委員の氏名、所属等は別紙1から別紙32までのおりでございます。以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

荒川委員。

○荒川委員 再任の方が多いかなという印象を受けました。何名か退任された方がおられるとすれば、可能であれば理由をお伺いしたいのと、様々な団体の総

会が5月頃にあつたりして、役員の改選があるんですが、ここに載っていらっしゃる方々の扱いについてはどうなる予定か、教えていただきたいです。

○浦林教育長 畑野学校教育課担当課長補佐。

○畑野学校教育課担当課長補佐 まず1点目、退任の方のことですけれども、代わられた方は、ご自身のご都合の場合もありますし、それから学校が抱える課題に向けて新たな人材を入れたいということで代わられた場合もあります。

それから2点目についてですが、4月以降で新たに役職に就かれる方におかれましては、4月の教育委員会に追加でお諮りすることになります。以上です。

○浦林教育長 荒川委員。

○荒川委員 退任された方は、全体で何名ぐらいおられますか。

○浦林教育長 畑野学校教育課担当課長補佐。

○畑野学校教育課担当課長補佐 具体的な数は把握できておりません。

○浦林教育長 その他ございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第18号については原案のとおり任命することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第18号「令和7年度米子市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について」は、原案のとおり任命することにいたします。

○浦林教育長 次に、議案第19号「米子市学校給食運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

伊藤学校給食課長。

○伊藤学校給食課長 それでは35ページ、議案第19号「米子市学校給食運営委員会委員の委嘱について」、学校給食課より説明いたします。

米子市学校給食運営委員会委員については、現在、11名の委員を委嘱しているところですが、令和7年3月31日をもちまして、全員が満了となりますことから、同年4月1日から令和9年3月31日までの2年間、12名の方に米子市学校給食共同調理場条例第5条第3項の規定により、当委員会の委員を委嘱しようとするものでございます。人数が1名増えておりますが、当委員会の委員は条例により12名とされております。現在の委員に委嘱した2年前には、公募委員2名の募集に対し、1名しか応募がなかったため、11名となっていたところ、今回は公募委員を2名選考を決定することができましたので、人数が1名増えています。

委員の氏名等につきましては記載のとおりでございます。なお、昨年4月の教育委員会で、当委員会の委員の委嘱について、ご審議いただいた際に、毎回米子市日吉津村中学校組合立中学校PTA役員の方に委員を委嘱しているけれども、米子市立小・中学校のPTA役員が持ち回りのような形で委員を委嘱されているのに比べ負担が大きいのではないかというご意見がありましたことから、今回は米子市立小・中学校と組合立中学校を合わせて、全体で4名のPTA役員の方に委員をお願いすることといたしましたので、この度は箕蚊屋中学校のPTA役員の方はおりません。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 では、質疑がないようですので、採決いたします。

議案第19号については、原案のとおり委嘱することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第19号「米子市学校給食運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり委嘱することにいたします。

○浦林教育長 次に、議案第20号「米子市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 そういたしますと、議案第20号「米子市スポーツ推進委員の委嘱について」、ご説明をさせていただきます。

議案書の36ページをご覧ください。米子市スポーツ推進委員につきましては、現行の委員の方の任期が令和7年3月31日で満了となります。つきましては、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年の任期で、新たに第11期米子市スポーツ推進委員を委嘱しようとするものでございます。

新たな委員候補者の名簿は、37ページに掲載しているとおりでございまして、市内の各公民館から2名ずつご推薦いただきました58名の方と、これまでの米子市スポーツ推進委員としての活動状況を考慮して、市が推薦いたしました21名の方を合わせた79名の方を候補者としております。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第20号については、原案のとおり委嘱することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第20号「米子市スポーツ推進委員の委嘱について」は原案のとおり委嘱することにいたします。

○浦林教育長 次に、議案第21号「米子市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

原文化振興課文化振興官。

○原文化振興課文化振興官 そうしますと、お手元の資料38ページになりますが、米子市文化財保護審議会委員の委嘱についてお諮りいたしたいと思いません。

文化財保護審議会につきましては、文化財保護法および市の条例に基づきまして、文化財の保存活用に関する事項について、調査・審議をしていただくとい

うことをお願いをしているところでございます。

このたび任期の満了に伴いまして、この4月1日から、表に掲げております委員を委嘱したいというふうに考えているところでございます。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 では、質疑がないようですので、採決いたします。

議案第21号については、原案のとおり委嘱することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第21号「米子市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり委嘱することといたします。

○浦林教育長 次に、議案第22号「米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

波多野学校教育課長補佐。

○波多野学校教育課長補佐 それでは、議案第22号「米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明いたします。

39ページをご覧ください。本議案は、米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)、第15条第1項の規定に基づき、次のとおり制定するものです。

40ページをお開きください。改正の理由を説明いたします。令和7年度から米子市立小学校に副校長の職を設置するのを機に、校長の権限に属する事務の代決について定めるとともに、学校運営協議会の設置により、全ての市立学校がコミュニティー・スクールとなったことに伴い、設置することがなくなった学校評議会に関する規定を削除すること、その他規定等の整備を行おうとするものです。

改正の内容を説明いたします。41ページ、新旧対照表をお開きください。まず第25条の2関係でございます。副校長又は教頭は、校長が出張その他の理由

により不在のためその権限に属する事務の決裁をすることができない場合において、その事務が急を要するものであるときは、教育委員会が別に定めるところにより、当該事務の代決を行うことができることとする。なお、教育委員会が別に定めるところと申しますのは、米子市教育委員会事務専決及び代決規程のことを指しております。学校評議員に関する規定を削除することとする、これは第40条削除関係です。その他、規定等の整理を行うものです。

この規則につきましては、令和7年4月1日から施行することとします。以上です。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

荒川委員。

○荒川委員 小学校の副校長の職を設置するというので、設置する小学校は2校でよろしいですか。

大規模校というのは、住吉小学校と福米東小学校が該当するというので、例えば福米西小学校にはそういった設置はないということでしょうか。

○浦林教育長 仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 今回の福米東、住吉以外の大規模校はございますが、これからどのように増えていくかわかりませんが、総合的に判断してこの度はこの2校ということになったところでございます。

ただ、大規模校はまだまだございますので、今後のことにつきましては、加配ということで順次増えていきましたら、また協議をいたしまして、設置校については検討してまいりたいと考えております。

○浦林教育長 荒川委員。

○荒川委員 そういうことであれば、副校長先生が校長の権限の職務を代決するというのは、今回の該当校だけではなく、副校長のいらっしゃらない学校もこれが適用されるんですか。

○浦林教育長 波多野学校教育課長補佐。

○波多野学校教育課長補佐 専決及び代決規程に基づきますと、代決の順序がございまして、副校長がない場合は教頭が行います。副校長を設置することに伴って権限を与えるということになっております。

○浦林教育長 荒川委員。

○荒川委員 副校長がない場合は、教頭が代決されるということですね。

○浦林教育長 組織の体制強化ということで、小学校に副校長はなかったんですけども、今回全県で3名配置して、そのうち米子市が2名というふうにしていただきました。

それから主幹教諭というのは少し前からあるんですけども、こちらの配置校、それから副校長の配置校を工夫して、今回動かしたところなんですけれども、おっしゃったとおり大規模校がいくつもありますので、例えば弓ヶ浜小学校とか加茂小学校は、これまで主幹教諭はありませんでしたけれども、今回主幹教諭を配置して、福米東小学校は主幹教諭があったんですけど、主幹教諭に代えて副校長を配置して、福米西小学校は主幹教諭を配置している。住吉は何もなかったもので、副校長を配置しているということで、今挙げた大規模校については、県教委の方の方針もありますけれども、拡大していくという方向でおられますし、我々も望むところですので、学級数で規模規定があったと思いますけれども、順次全体のバランスを見ながら、どちらの職を配置していくか考えながら、そして最終的には両方配置ができるような方向で県教委とお話をしていきたいと思っていて、県教委もそういったつもりで考えてはいらっしゃるようです。

100人しかいない学校もあれば600人いる学校もあって、40人の職員がいるようなところになると、とてもじゃないですけど教頭と校長だけでは苦しくて全体を差配しづらいということで、今回配置をしていただきました。

その他よろしいでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので採決いたします。

議案第22号については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第22号「米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認することにいたします。

○浦林教育長 次に、報告第1号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長

の臨時代理の報告について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 報告第1号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」、申し上げます。

当日追加資料1ページをお開きください。米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

初めに、1番の臨時代理した事項につきましては、米子市教育委員会事務局職員の人事異動についてでございます。その内容につきましては、2ページ以降の令和7年4月1日付人事異動表に記載のとおりでございます。

次に、臨時代理を行った日は、令和7年3月21日でございます。

次に、臨時代理を行った理由につきましては、教育委員会事務局職員の人事異動につきまして、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長が臨時代理したものでございます。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 本日の議事は全て終了しました。以上をもちまして、令和7年第4回米子市教育委員会臨時会を閉会いたします。

閉 会 **午前10時22分**